

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)									国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	58	水利権協議の簡素化	本県の特区分指定地域内で予定している一定の近隣エリア内の農業用水路で多数の小水力発電施設を設置する事業で、かんがい水利権に完全従属の場合については、同一水系や同一水路、近傍水路であれば、包括的な水利権取得を可能とする。もしくは届出を可能とする。	水利権協議の簡素化	国土交通省 水管理・国土保全局 水政課 水利調整室 河川環境課 流水管理室	河川法第23条 河川法施行規則第40条	D	-	-	-	<包括的な水利権の取得について> 複数の発電所であっても、使用水量や発電能力等が明確で、従属発電であることが明らかである場合には、複数の従属発電を1本の水利権使用で許可することは可能な場合があります。 (栃木県内での事例: 百村第一第二発電所、養沼第一第二発電所、那須野ヶ原用水ウォーターパーク発電設備)		a			I
栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	58	水利権協議の簡素化	本県の特区分指定地域内で予定している一定の近隣エリア内の農業用水路で多数の小水力発電施設を設置する事業で、かんがい水利権に完全従属の場合については、同一水系や同一水路、近傍水路であれば、包括的な水利権取得を可能とする。もしくは届出を可能とする。	水利権協議の簡素化	国土交通省 水管理・国土保全局 水政課 水利調整室 河川環境課 流水管理室	河川法第23条	F	平成24年度中検討、可能な限り速やかに措置	平成24年度中検討、可能な限り速やかに措置		<届出について> 「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)を踏まえ、河川から取水した農業用水等を活用した小水力発電(従属発電)について、河川の流量への新たな影響が少ないことから、申請者の負担を大幅に軽減するため、現行の水利権使用の許可制度に代わり、新たに登録制の導入を検討することとしています。		b	既存の水利権に完全従属の場合は届出で可能となるよう、速やかな検討・実施をお願いしたい。	国交省の、今後の検討状況やスケジュールを踏まえ、協議の継続を含めて提案事項の実現に向けた対応を取る必要がある。	II
栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	59	主任技術者兼任要件の緩和	農業用水路における1施設あたり出力十数kWの小水力発電を一定のエリア内に多数の設置する場合には、水路設置の工事での監督時に、検査を受け、保安体制のチェック等が十分であれば、兼任要件や雇用形態を緩和し、従来よりも少ない技術者の配置での管理を可能とする。	主任技術者兼任要件の緩和	経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課	電気事業法第43条第2項 電気事業法施行規則第52条第1項、第3項 平成23年経済産業省告示第38号 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	D	平成24年3月以内の改正済	平成24年3月以内の改正済		本提案は一部現行制度により対応が可能である上、全国展開で実施済み。 電気事業法施行規則第52条第1項及び平成23年経済産業省告示第38号の規定に基づき、ダムを伴わない、出力が200kW未満及び最大使用水量が毎秒1立方メートル未満等の一定の条件を満たす水力発電設備については、主任技術者の選任を要しない。 また、これらの条件を満たさない設備については、電気事業法第52条第3項に基づき、経済産業大臣が承認した場合は、2以上の事業場又は設備の主任技術者を兼ねさせることができることとしており、その承認については「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」に基づき、「①兼任させようとする者が、第1種ダム水路主任技術者免状又は第2種ダム水路主任技術者免状の交付を受けていること。②兼任させようとする水力発電所が、既に選任されているもの同一水系又は近傍水系にあること。」等の要件を満たせば可能である。自治体が提案する内容は一定エリアにおける兼任を求めるものであり、「同一水系又は近傍水系」にあたるものと考えられることから、兼任は可能と考えられる。 平成24年3月に行った当該内規の改正により、ダム水路主任技術者の外部委託も可能となり派遣労働者等から選任したダム水路主任技術者の兼任も可能となった。 さらに、電気事業法第43条第2項に基づき、経済産業大臣の許可を受けることにより、主任技術者免状の交付を受けていない者を、主任技術者として選任できる。これらの制度を組み合わせて利用することなどにより、自治体が求めるより少ない技術者での保安が可能となると考えられる。		a		I	
栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	60	他目的使用料の算定式の見直し	農林水産省では発電事業の普及に向けて「かんがい水利権に完全従属する小水力発電の場合、水利施設の他目的使用料(施設使用負担額及び維持管理費負担額)について算定式の見直しによる負担軽減を行った」ところであり、国土交通省等についても同様とする。	他目的使用料の算定式の見直し	厚生労働省 健康局 水道課		Z						a	共同事業実施者と協議を進めます。		I
栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	60	他目的使用料の算定式の見直し	農林水産省では発電事業の普及に向けて「かんがい水利権に完全従属する小水力発電の場合、水利施設の他目的使用料(施設使用負担額及び維持管理費負担額)について算定式の見直しによる負担軽減を行った」ところであり、国土交通省等についても同様とする。	他目的使用料の算定式の見直し	経済産業省 産業施設課		Z	-	-		自治体は、工業用水等を供給するために整備した水利施設において、小水力発電事業の参入が容易になるよう、他目的使用料の負担軽減を求めているが、実務者打合せにおいて、具体的な内容を確認したところ、他目的使用料を徴収するか否かは一義的には施設管理者(県企業局)の判断によることと確認できたため、自治体側で事実確認を行うこととなった。 小水力発電事業を実施するにあたり、工業用水道施設の他目的使用料の徴収の有無が明らかになった上で、規制改革の必要性について検討する。		a	共同事業実施者と協議を進めます。		I
栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	61	ダム水路主任技術者の選任等の緩和	ダム水路主任技術者の外部委託を可能とする。	ダム水路主任技術者の選任等の緩和	経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課	電気事業法第43条第2項	D	平成24年3月以内の改正済	平成24年3月以内の改正済		本提案は全国展開で実施済み。 ダム水路主任技術者の外部委託ができるよう、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の改正を行った。具体的な改正内容としては、電気主任技術者同様、自家用電気工作物を対象として外部委託を可能とし、出力規模やダムの有無については特段の制約を設けていない。 なお、電気事業法第43条第2項に基づき、経済産業大臣の許可を受けることにより、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することもできる。		a			I

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	58	水利権協議の簡素化						D		I	
栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	58	水利権協議の簡素化		F	平成24年度中検討、可能な限り速やかに措置	平成24年度中検討、可能な限り速やかに措置	<届出について> 「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)を踏まえ、河川から取水した農業用水等を活用した小水力発電(従属発電)について、河川の流量への新たな影響が少ないことから、申請者の負担を大幅に軽減するため、現行の水利使用の許可制度に代わり、新たに登録制の導入を検討することとしています。	b	既存の水利権に完全従属の場合の届出制について御検討いただいていると考えているが、検討状況について御教示願いたい。	自治体の要望する水利権協議の簡素化について、国交省より「平成24年度中検討し、可能な限り速やかに措置」という見解が示されているが、自治体が要望する届出制及び国交省案の登録制に関する検討結果が明らかになっていないため、国交省は検討結果を8月までに自治体に明示し、引き続き協議をすること。	II
栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	59	主任技術者兼任要件の緩和						D		I	
栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	60	他目的使用料の算定式の見直し						Z		I	
栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	60	他目的使用料の算定式の見直し						Z		I	
栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	61	ダム水路主任技術者の選任等の緩和						D		I	